

## 生徒心得

本校生徒は、三重県立白山高等学校の生徒として秩序を守り、有意義な高校生活を送るため、以下の具体的内容を実践し、高い誇りと自覚にもとづいて良識ある行動をとるように心がけること。

### 1. 高校生活について

- (1) 自主自律の精神をもって行動し、知性と教養を高める。
- (2) 集団生活、社会生活の一員であることを自覚し、規則を守り礼節を重んじ、良き校風の樹立に努める。
- (3) 交際はお互いにその特性を尊重し、清く明るく行う。
- (4) 個性の伸長をはかり、強健な気力と体力を養う。
- (5) 校舎、校具、公共物を大切にし、進んで環境の美化に努める。
- (6) 余暇を大切にし、充実した学校生活を送ることに努める。

### 2. 始業・終業・下校時間

- (1) 始業・終業時間  
年間を通じて8：40始業、15：35終業とする。
- (2) 下校時間  
年間を通じて17：30までに下校する。

### 3. 諸届け・願い

- (1) 欠席届  
その日の始業までに保護者等が電話で担任に連絡する。
- (2) 遅刻・早退・外出届  
ア. 遅刻  
遅刻が分かった時点で保護者等が電話で担任に連絡する。  
職員室（担任または学年）で遅刻届に事由を記入して許可印をもらう。その後、教科担当の先生に提出し入室の許可を得る。  
イ. 早退・外出  
早退・外出届に事由を記入して担任または学年に認印をもらい、早退・外出の許可を得る。
- (3) 特別練習のための居残り（部活動等）  
17：30以降、活動等の行事を行うときは、顧問の許可を得ること。顧問の付き添い指導のない場合は、原則としてこれを認めない。
- (4) 掲示  
校内に掲示をしたい時は、生徒指導部の認印をうけて指定の場所に掲示する。
- (5) 校舎・教室・校具等の使用  
校内の施設・備品・校具等の使用は、管理担当の先生の許可を得て使用すること。
- (6) 公共物の破損  
故意もしくは不注意によって公共物を破損したときは、担任に連絡後、生徒指導部にある所定の用紙に記入の上、届け出ること。
- (7) アルバイト  
原則、アルバイトは禁止する。ただし、アルバイトを希望し、所定の用紙に記入した上で届け出た場合は認める。

## 「アルバイト」について

- ア. アルバイト中は必ず許可証を携帯すること。
- イ. 次のようなものは許可しない。
  - ・進級、卒業に支障をきたす恐れのある場合。
  - ・危険を伴う業務。（労基法により、高さが5 m以上の場合での業務、引火性、発火性の物を取り扱う業務、特殊な遊興的接客業務）
  - ・通勤が不可能で住み込みの必要があるもの。
  - ・就労が夜間（午後9時以降）におよぶもの。（帰宅が午後10時以降になるもの）
  - ・労基法、青少年保護条例に違反するもの。
  - ・学校行事等（補習、登校日など）に支障があるもの。
  - ・その他、高校生としてふさわしくない業務のもの。（主として酒類を提供をする店など）
- ウ. 学校生活等に問題がある場合は、許可を取り消す可能性があります。

## (8) 旅行・キャンプ・登山等

- ア. 旅行・キャンプ・登山をする場合は保護者の同意を得ること。
- イ. 保護者またはそれに準ずる者の引率があることが望ましい。

## (9) 合宿

- ア. 合宿をする場合は保護者同意のもと、学校へ届け出をすること。
- イ. 合宿は県内を原則とする。

## (10) 遠距離学生割引証

100km以上JRを利用し旅行をしようとする者は、学割交付願を事務に提出することができる。

## (11) その他

校外で事故を起こした場合、または補導を受けた場合は、必ず担任及び生徒指導部に申し出ること。

## 4. 校外、家庭の生活について

常に公衆道徳を重んじ、公共の施設物品を大切に取り扱い、他人に迷惑をかける行動が無いようにすること。

- (1) いかなる場所においても喫煙、シンナー、飲酒、暴力等の行為があってはならない。
- (2) 外出のときは、あらかじめ行き先、帰宅時間を保護者に伝えること。
- (3) 夜間の外出はひかえ、外出の必要があるときでも10時迄には帰宅すること。
- (4) 外泊はしないように。また友達を泊めないこと。
- (5) パチンコ、競輪、競艇、成人向映画、麻雀等禁止された場所へは立ち入らないこと。
- (6) 交際はお互いを尊重し、清く明るく高校生としてふさわしい行動をとること。

## 5. 交通安全指導

交通安全指導の徹底をはかり生徒の交通事故等の防止のため、つぎの内容にて指導を行っている。

### (1) 単車の運転免許取得について

- ア. 県教委通達、「高等学校交通安全指導要項」の主旨に基づき、自動二輪の免許取得は原則許可しない。ただし、原付運転免許は自宅から最寄りの交通機関までの距離が著しく遠く困難な場合など、特別な事情があり、学校長がやむを得ないと認めた場合、許可することがある。
- イ. 原付運転免許の取得を希望する際には、事前に担任・生徒指導部と相談し、保護者同意のうえ所定の手続きを行うこと。
- ウ. 原付運転免許取得後は、年に一度は県教委から案内のある「安全運転講習」を受講すること。

(2) 普通車の運転免許取得について

普通車の運転免許取得について、許可基準により10月中旬より3年生に限り自動車学校への入校を許可する。

ア. 許可基準は別に定める。

イ. 自動車学校入校及び各検定の受験については、所定の手続きが必要である。

ウ. 上記の事項に違反したものについては特別指導を行なう。

(3) 自転車通学者について

学校への自転車通学希望者は自転車通学許可願を提出し、自転車点検を受け取ること。自転車通学者については、つぎの事項を必ず守ること。

ア. 変形ハンドルは厳禁とする。

イ. 横に並んで走行するのは危険であり禁止する。

ウ. 自転車のブレーキ、ライト等の点検を必ず行なうこと。

エ. 決められた自転車置き場に置き、必ず施錠する（ダブルロックが望ましい）

オ. 2人乗り、傘さし運転は違反であり絶対に行なわない。

カ. 許可された者は、本校所定のステッカーをはる。

(4) 自転車の交通安全について

学校生活を楽しく過ごすため、また自転車事故を防止するために、以下のことについて理解をし、守るよう努めること。

ア. 交通ルールの遵守

交差点や一時停止場所での急な飛び出し、スマホで通話したり、画面を注視したりする「ながらスマホ」、イヤホンを使って音楽を聴くなどの違反をしないようにすること。

イ. ヘルメットの着用の徹底

自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことをうけ、交通事故の被害を軽減するため、通学時だけでなく、日常生活で自転車に乗るときもヘルメットを着用すること。

ウ. 自転車損害賠償責任保険への加入

自転車事故に備え、被害者の救済、加害者の経済的負担の軽減を目的として、自転車損害賠償責任保険への加入が義務付けられています。保険に加入しているかを保護者と確認し、まだ加入していない場合には、必ず、保険に加入すること。

## 服装・頭髪・所持品規定

### 1. 服装

(1) 期間

夏服期間：6月1日～9月30日

冬服期間：10月1日～5月31日

調整期間：衣更え調整期間は特に定めていないので、気候に応じて着こなしを指導する。

式典など学校行事には調整期間にあった着こなしの指定をします。

(2) 服装について

ア. 夏服

本校指定の半そでシャツまたは長袖シャツとキュロットスカートまたはスラックスとする。

イ. 冬服

本校所定のブレザーとシャツ、及びキュロットスカートまたはスラックスとする。

#### ウ. 注意事項

- ・指定外、その他変形したものは禁止する。
- ・派手なベルト、細いベルト、紐ベルト、サスペンダーは禁止する。
- ・ストッキングは派手なものは避けること。
- ・ネクタイ・リボンは、式典（入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、対面式等）は必ず着用とする。

#### オ. 学校指定カーディガン・セーター

学校指定のカーディガン・セーターのみ着用を許可する。

#### カ. 通学靴

- ・高校生として通学にふさわしいような色調デザインの靴を使用すること。
- ・雨天時はレインシューズを使用してもよい。
- ・サンダルの使用は原則禁止。

#### キ. コート類

- ・登下校の際に着用する防寒コートの着用期間は、冬服期間のみ許可する。
- ・諸事情により校内で防寒着を着たい場合は、ブレザーを着用してもなお、防寒が必要な場合のみ許可する。
- ・防寒着は、華美で高価でないもの。
- ・雨天時はレインコートを使用してもよい。

#### (3) 異装

- ア. 健康上やその他正当と認められる理由により異装を必要とする場合は、保護者から担任に連絡する。
- イ. 所定の異装許可願いを提出して許可を得る。

#### (4) その他

- ア. 体育時の服装は体育科で定められたものを着用する。
- イ. 体育やその他必要な時以外は、体育の服装を着用してはならない。

### 2. 頭髪

- (1) パーマ、カール、エクステンション、脱色、染髪、奇抜な髪型等は禁止する。
- (2) 極端に長い髪や剃り込みは禁止する。
- (3) 前髪は目にかからないこと。
- (4) 横の髪は耳の半分位までの長さにする。
- (5) 後ろの髪は襟の下までの長さにする。
- (6) 逆毛、極端な段カット等の特殊な髪形等は禁止する。
- (7) 整髪に用いるリボン、ゴム紐や髪飾りは派手なものを避ける。
- (8) 化粧、マニキュア、眉剃り等は禁止する。

### 3. 所持品

- ア. ネックレス、ピアス、指輪等学校での生活に不要な装飾具は一切身につけてはならない。
- イ. 不必要な貴重品は持ってこないこと、やむを得ず持ってきている場合には必ず身につけるか、担任に預ける等の管理を徹底すること。
- ウ. 必要以上の金銭は所持しないこと。
- エ. 携帯電話・スマホ・携帯端末は、授業時等に使用してはならない。